

## 凡 例

- 1 この一覧表は、「宇佐市が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格について（平成 17 年宇佐市告示第 104 号）」に基づき格付し、又は認定した資格を記載したもので、その資格は令和 5 年 4 月 25 日から令和 6 年 3 月 31 日まで有効とする。ただし、令和 6・7 年度の資格審査申請書を提出した者については、その結果を通知した日までその者の資格は引き続き有効とする。
- 2 大分県外に本店を有する国土交通大臣許可業者についておおむね五十音順に記載した。
- 3 土木、建築、電気、管及び舗装以外の専門工事（左官、板金、塗装、機械器具設置工事等）については、等級別の競争入札参加区分を設けないで、資格のみ決定した。
- 4 特定建設業の許可を受けている者については、業種欄に「特」と表示した。